

〈研究ノート〉

消されゆくアンヌ・ド・フランスの記憶

——トリノ国立文書館所蔵資料 J.a.VII.31 の記述を巡って——

頼 順 子

はじめに

トリノ国立文書館所蔵のサヴォワ家旧蔵写本 J.a.VII.31 (羊皮紙, 八つ折版, I + 8 + I ff., 以下トリノ写本と表記) は, 15世紀後半にルイ11世 (1423-83, 位1461-1483) の娘アンヌ・ド・フランス (1461-1522) の宮廷で成立したジャック・ド・ブレゼ『狩猟』(f.1v-f.7v) 及び『善き犬スイヤール譚』(f.8r-v) を収録した未完の抄本である。F.1rの全面に2頭の狼が支えるヴィスコンティ家の紋章(ビシヨーネ)の兜飾りとヴァロワ=オルレアン家の百合の盾形紋地の扉絵が描かれ [図1], f.1vのテキストの周囲にはボーダー装飾が施されている。テキストの書体はゴシック・バスタルダ体で彩色頭文字が挿入され, f.1v, 2v, 3v, 4vの下半分には挿画のための余白が残されている。

トリノ国立文書館の書誌情報に来歴が記されていないため, トリノ写本はヴァロワ=オルレアン家の旧蔵本である以上のことは判明していない。成立時期は16世紀とされているが, 最初の写本の所持者がオルレアン公ルイ2世(後のフランス王ルイ12世, 位1498-1515)もしくはアングレーム伯シャルル(位1467-96)であれば, その製作時期は1490年代まで遡ることが可能である。

『狩猟』(1481以降成立)及び『善き犬スイヤール譚』(1483以降成立)は, いずれもフランス王ルイ11世とその娘アンヌ・ド・フランスを称揚し著者ブレゼの忠誠を強調する著作である。前者はアンヌが主催する鹿狩りが主題で本人に献呈され, 後者はルイ11世からブレゼに下賜された鹿狩り用の獵犬スイヤールの物語である。いずれもルイ11世とアンヌの父娘と著者ブレゼの狩猟を通じた強固な人的紐帯を読み取ることが可能である。

しかし, トリノ写本は第54・第55詩節の献辞をはじめ落丁が多いため, アンヌ・ド・フランスという人物の特定は困難である。とりわけ『狩猟』はテキスト全体の6割が欠落し構成も大幅に入れ変えられている [資料2・3]。また, f.1の小口側中央部に不自然な破れがあるほか, f.1r及びf.7v-8rのノドが紙で補強されている。このことから, 写本は何らかの理由で一度装丁が解体され, 綴じ直しの過程でアンヌの記憶を抹消するために意図的に構成が変えられた可能性がある。

トリノ写本からアンヌ・ド・フランスというフランスの王族女性の記憶を抹消する試みがなされたのは何故だろうか。その要因は, 15世紀半ばから16世紀前半にかけてのフランス王国内部と王国の西側に領邦を形成したサヴォワ家を巡る政治情勢の変化にあった。

1 問題の所在

まず、アンヌ・ド・フランスの記憶が消される要因となった15世紀から16世紀前半のフランス王国内の政治状況の変化について取り上げる。

アンヌ・ド・フランスはルイ11世と王妃シャルロット・ド・サヴォワ（1441/3-83）の成人した3人の子の長子にあたる。弟のシャルルと共に¹⁾アンボワーズ城で成長し、王妃シャルロットの監督の下で充実した教育を受けたアンヌは²⁾、1474年にボージュー領主ピエール・ド・ブルボン（1438-1503、ブルボン公1488-1503）と結婚した。ピエールはブルボン公ジャン2世（位1456-1488）の弟でルイ11世の側近の一人だった。

中世後期のフランスにはヴァロワ＝ブルゴーニュ家やヴァロワ＝アンジュー家などの王族諸侯やブルターニュ公が支配する独自の行政・司法機関を備えた自律的な「諸侯国家」（État princier）が存在していた。ルイ11世は「ブルゴーニュ国家」「アンジュー国家」などと呼ばれるそれら諸侯国家を解体し、国王を中心とした集権的な政治体制の構築を目指していた。そのため王はピエール・ド・ブルボンのような大諸侯の次男以下の嫡出子あるいは海軍元帥ルイ・ド・ブルボン＝ルシヨン（†1487）やジャン・ド・レスカン（1405/10-73）のような非嫡出子のほか、軍事・行政手腕を持つアンボワーズ家やブレゼ家、ポワティエ＝サン＝ヴァリエ家のような在地有力領主家系の出身者またはアンバール・ド・バトルネー（c1438-1523）のような中小領主、ジャン・ブレ（1424-1506）のような学識と行政手腕を持つ上層都市民出身者を重用し、王家も交えて婚姻関係を結ぶことによって人的紐帯を強化した。

下位身分の中小貴族や上層都市民が王家と結びつき社会的に上昇移動する状況は、諸侯の激しい反発を招いた。1465年には王弟シャルル（1446-72）やシャロレー伯シャルル（後のブルゴーニュ公、位1467-77）、ブルターニュ公フランソワ2世（位1458-88）、ブルボン公ジャン2世など大半の大諸侯が同盟を結んで叛旗を翻し、王は一時的に譲歩を余儀なくされた（公益同盟戦争）。しかし、利害の不一致によって結束が崩れた諸侯に対して王は政治的主導権を回復し、1473年のアルマニャック伯ジャン5世（位1450-73）の断罪・処刑に伴う伯領接収や、1477年のブルゴーニュ公シャルルのナンシーでの戦死及び1480・81年のアンジュー公ルネ（位1434-80）とメーヌ伯シャルル（位1472-81）死去に伴う親王領回収などによって王領を拡大した。また、ヴァロワ＝オルレアン家のルイ2世（後のフランス王ル

1) 妹のジャンヌは身体障害があり、1469年以降ルイ11世の腹心のリニエール城主フランソワ・ド・ボージューの許で育てられていた。ANNAERT, Ph., « Jeanne de France et Marguerite de Lorraine : deux figures de duchesses et de femmes d'Église au temps des réformes » in SCHENERB, B. et al. dir., *Femmes de pouvoir, femmes politiques durant les derniers siècles du Moyen Âge et au cours de la première Renaissance*, De Boeck 2012（以下、*Femmes de pouvoir* と略記）, p. 511.

2) シャルロット・ド・サヴォワは100冊を超える写本を所持していた。TUTEY, A., *Inventaire des biens de Charlotte de Savoie, reine de France* (1483), Lainé et Havard, 1895.

イ12世、位1498-1515)には下の娘ジャンヌ(1464-1505)を嫁がせたものの政治の中枢から遠ざけた³⁾。

1483年に未成年のシャルル8世(1470-98, 位1483-98)が即位すると、ルイ11世の政策を継承するアンヌとピエール・ド・ブルボンのボージュ夫妻の党派とオルレアン公ルイを中心とする大諸侯は国政の主導権を巡って争った。1484年のトゥール三部会によってボージュ夫妻がシャルル8世の助言役の立場を承認されると、オルレアン公ルイおよびブルターニュ公フランソワ2世、ロレーヌ公ルネ2世(位1470-1508)ら大諸侯はマクシミリアン・ドートリッシュ⁴⁾やカステーリヤ王家、イングランド王家と同盟を結んで叛乱を起こした(道化戦争, 1485-88)。アンヌが主導するフランス王家は、ノルマンディ大代官ジャック・ド・ブレゼヤルイ2世・ド・ラ・トレムイユ(1460-1525)らルイ11世時代から王家に忠実な在地有力領主家系出身者に軍事的に支えられて諸侯と戦い、1488年にサン＝トバン＝デュ＝コルミエの戦いに勝利してオルレアン公を逮捕・拘禁した。その後もブルターニュとは戦争を継続して1491年に勝利し、女公アンヌ(1477-1514)をシャルル8世と結婚させ、ランジェ条約によってブルターニュ公領の王領編入に道筋をつけた⁵⁾。

1491年、親政を開始したシャルル8世は諸侯との協調路線に政策転換し、王の仲裁によってアンヌとピエールの夫妻はオルレアン公と和解した。王国内の安定を確保したシャルル8世は、1494年にナポリ王位を主張してアルプスを越えイタリア遠征を開始した。これにより1477以来ヴァロワ＝ブルゴーニュ家の遺領を巡ってネーデルラントとブルゴーニュ周辺で続いていたフランス王家とハプスブルク家の抗争は、イタリア半島に拡大することになった。

シャルル8世のイタリア遠征中に夫のブルボン公ピエールが国王総代官に任命されたため、アンヌはふたたび国政に携わった。ブルボン公領の首府ムーランには王妃アンヌ・ド・ブルターニュも滞在し、一時期王国の政治の中心地となった。

しかし、1498年のシャルル8世の死に伴いヴァロワ家嫡流が断絶し、ヴァロワ＝オルレアン家に王朝交代したことによって、ブルボン公妃であるアンヌは以前と逆の立場に立たされることになる。

即位したルイ12世は、ルイ11世時代から続く中央集権化政策を継承した。ブレゼ家のようなルイ11世時代から王家に忠実に仕えてきた在地有力領主家系出身者やバトルネーのような成り上がり貴族の大半は、新王家に忠誠を誓い以前の地位を保った。継嗣に恵まれなかった

3) ルイ11世は1482年10月、オルレアン公にシャルル8世の政権に参画しないことを誓約させた。FAVIER, J., *Louis XI*, Fayard, 2001, p. 893.

4) 当時マクシミリアンはヴァロワ＝ブルゴーニュ家の継承者である息子のフィリップ美公(1478-1506)の摂政の立場にあった。

5) 1488年8月、フランスはブルターニュとヴェルジェ条約を締結し、公位継承権を持つフランソワ2世の二人の娘、アンヌとイザベルが王家の許可なく婚姻を結ぶことを禁じた。しかし、この後フランソワ2世が決定したアンヌとマクシミリアンの結婚は条約違反とみなされ、翌年戦争が再開した。1491年11月のブルターニュの敗北によってマクシミリアンとの婚姻は無効とされ、女公アンヌはシャルル8世と結婚した。Ref. LE FUR, D., *Charles VIII*, Perrin, 2006, p. 163-224.

ルイ12世は、政権基盤の安定のためにブルボン家と協調路線を保った。しかし1515年にヴァロワ＝オルレアン家の傍系ヴァロワ＝アングレーム家のフランソワ1世（位1515－47）が即位すると、フランス大法官アントワヌ・デュブラ（1463－1535）ら王の寵臣が台頭し、ブルボン家は国王顧問会から遠ざけられ政治の中枢から外されていく。

1521年に入るとイタリア戦争の戦費負担によって王国財政は危機的状況に陥った⁶⁾。ブルボン家に対しても年金や立て替えた戦費の支給、王家がブルボン公領から臨時に徴収したタイユ税の返還が滞り、フランソワ1世とアンヌの女婿であるブルボン公シャルル3世（位1504－53）の関係悪化の大きな要因となった⁷⁾。同じ年にアンヌの一人娘、ブルボン女公シュザンヌ（1491－1521、位1503－21）の死によってブルボン家嫡流が断絶し、翌年アンヌも亡くなると、フランス王国の最後の諸侯国家である「ブルボン国家」は王家によって接収・解体される運命を辿った。1523年のシャルル3世の国王に対する叛乱計画とそれに続く国外逃亡は、アンヌの国政における功績の記憶の継承を妨げる要因となったのである。

次に、トリノ写本が伝播したアンヌ・ド・フランスの母方の縁戚サヴォワ家とフランス王家・王族との関係の変化について取り上げる。

サヴォワ家はフランス王国に隣接する西アルプス地域の領邦君主家系で、神聖ローマ皇帝に臣従し、15世紀半ばまでにサヴォワ公領・ピエモンテ公領・アオスタ公領・ニース伯領を含む広大な「サヴォワ国家」を形成した。14世紀半ば以降フランスとの関係が深化し、ヴァロワ＝ブルゴーニュ家やブルボン家など所領の境界を接するフランスの王族諸侯と通婚を重ね、絵画・建築・音楽や書物文化などにおいてフランスの文化的影響を受けた。

フランス王家はルイ11世・シャルル8世の時代に比較的王家寄りの立場にあったブルボン家も交えてサヴォワ家と緊密な婚姻関係を結び〔資料2〕、サヴォワ公の近親をフランス宮廷に滞在させて婚姻政策に利用した。それにより王妃シャルロット・ド・サヴォワの妹ボンヌ（1449－1503）がミラノ公家に嫁いだのははじめナポリ＝アラゴン王家、オルレアン家の傍系ヴァロワ＝アングレーム家とヴァロワ＝ロングヴィル家にサヴォワ家の女性が嫁いだ。またルイ11世は「サヴォワ国家」の統治機構内部にピエモンテ貴族ジャック・ド・ヴァルベルグ（†1462）をはじめとする親仏勢力を送り込んで政治的に干渉し、ヴァロワ＝ブルゴーニュ家やハプスブルク家、ミラノ公家などとの関係を統制しようとした。そのため自立志向の強いサヴォワの在地貴族の反発を招き、サヴォワ公家の中でも内紛が起こった。サ

6) この時期イタリア戦争の戦費負担を巡って国王と帯剣貴族や銀行家の間に深刻な軋轢が生じており、ルイーズ・ド・サヴォワの宮邸も財政赤字に陥っていた。財源確保のため王領地売却や銀行家からの強制借上げまで行われる事態となり、危機的状況を打開するためデュブラは財政改革を強力に推進した。山内邦雄「十六世紀前半におけるフランス王国財政の転機——財務官僚ジャック・ドゥ・ボヌの事例を通して——」『史学』第87巻4号、2018年、29（473）－72（516）頁及び同著「フランス大法官アントワヌ・デュブラの財政運営：16世紀王国財政の財源多角化」『史学』第90巻1号、2021年、75（75）－111（111）頁参照。

7) CLUZEL, J., *Anne de France, fille de Louis XI, duchesse de Bourbon*, Fayard, 2002, p. 215 ; HAMON, Ph., « Charles de Bourbon, connétable de France (1490-1527) » in MICHON, C. dir., *Les conseillers de François I^{er}*, PUR, 2011, p. 95－97.

ヴォワ公ルイ2世（位1440-65）の五男フィリップ・ド・ブレス（サヴォワ公フィリップ2世，位1496-97）は1462年にヴァルベルグを殺害し，その後もルイ11世の妹ヨランド・ド・フランス（1434-78）を妃とする親仏の兄アメデ9世（位1465-72）と対立した。1472年に未成年の息子フィリベール1世（位1472-82）の摂政となったヨランドは，公の顧問会や三部会をはじめとする領内の反仏勢力の攻勢を受けてフランス王家とヴァロワ＝ブルゴーニュ家の間を揺れ動き，1475-76年に北部のヴォー地方と下ヴァレー地方をスイス盟約社団のベルンなどによって蹂躪されるなど混乱を招いた。シャルル1世（位1482-90）以降の歴代サヴォワ公は，政治的には宗主ハプスブルク家に接近してフランスと距離を置いた。しかしシャルル1世との関係が悪化したフィリップ・ド・ブレスが親仏に転じてアンヌ・ド・フランスとピエール・ド・ブルボンの党派に与するなど，一族は各自の利害に基づいて親仏と反仏に分裂し，領内の政情不安定化を招く要因となった。

1494年のイタリア戦争開始後，サヴォワ家はイタリアに向かうフランス軍が領内を通過するため中立を保っていた。しかしハプスブルク家とフランス王家の対立が激化するにつれて中立維持が困難になり，シャルル3世は1421年に神聖ローマ皇帝カール5世（位1519-1556）の義妹でフランス王家と血縁関係が無いポルトガル王女ベアトリス（1504-38）と結婚した。1425年，パヴィアの戦いにおけるフランス軍大敗をきっかけに公は完全に親ハプスブルクに転じ，政治的・文化的にフランスと距離を置いた⁸⁾。これに対してフランソワ1世はサヴォワ家と敵対するスイス盟約社団や都市ジュネーヴのプロテスタント勢力を支援すると共に，母后ルイズ・ド・サヴォワ（1476-1531）のサヴォワ公領継承権を主張して1536年にサヴォワ家の支配領域の大半を占領した。シャルル3世とエマニュエル＝フィリベール1世（位1553-80）は1559年のカトー＝カンブレジ条約によって所領を返還されるまでハプスブルク側に与してフランスと戦うことになる。これに対してシャルル3世の弟フィリップ（ジュネーヴ伯1514-1533，ヌムール公1528-1533）と，フィリベール2世（位1497-1504）の妃マルグリット・ドートリッシュと対立してサヴォワを追われた異母兄ルネ（1473-1525）の系統はフランス王家に仕えた。そしてアンヌ・ド・フランスがブルボン家の傍系の女性二人を嫁がせたロレーヌ家に加え，ブレゼ家，バタルネー家と婚姻を通じて結びつき，16世紀第2四半期以降ロレーヌ家の傍系ギーズ家を中心にカトリック派を形成し，ヴァロワ＝アングレーム朝に対して政治的・軍事的に影響を及ぼした。しかしフランスに与したフィリップの家系，サヴォワ＝ヌムール家はハプスブルク家に従うサヴォワ宗家の統制下にあり，フランスとサヴォワの仲介役としての役割を担っていた。

以上のように，フランス王家の一員としてルイ11世時代の政策を引き継いで大諸侯と対峙し，王家に忠実な中小貴族の支持を背景に王権拡大に努めていたアンヌ・ド・フランスは，ヴァロワ＝オルレアン家，さらにヴァロワ＝アングレーム家への王朝交代によって逆に王

8) LE FUR, D., dir., *Les guerres d'Italie : Un conflit européen*, Passés composés / Humensis, Ministère des Armées, 2022, p. 99-100.

権の攻勢を受ける立場に立たされた。また、アンヌの時代に緊張関係にありながらも婚姻関係を通じて緊密な関係を保っていたフランス王家とサヴォワ家の関係は、15世紀末以降のフランス王家とハプスブルク家の対立というヨーロッパ史の大きな流れの中で、16世紀第2四半期に大きく毀損された。しかし傍系を通じてサヴォワ家とフランス王家は交渉の回路を維持していた。とはいえ、断絶したヴァロワ家嫡流の代表として国政を動かしたアンヌ・ド・フランスの記憶は、ヴァロワ＝オルレアン家の系譜に連なる16世紀のフランス王家、ヴァロワ＝ブルゴーニュ家の系譜を汲むハプスブルク家、そしてその間に立つサヴォワ家のいずれにとっても不都合な記憶だった。

以上の状況を踏まえ、本稿ではジャック・ド・ブレゼ『狩猟』及び『スイヤール譚』に記されたアンヌ・ド・フランスにまつわる記憶が改変・抹消されてゆく過程を、完本の内容とトリノ写本の分析によって跡付ける。

近年、中世学では2007年に *Le Moyen Age* 誌で特集された中世ネーデルラントの王侯の蔵書研究⁹⁾、口承とテキストの複雑な相互関係を指摘した大黒俊二氏の研究¹⁰⁾、『健康全書』の項目の写本ごとの違いを指摘した山辺規子氏の研究¹¹⁾、15世紀の英語教訓詩、ピーター・イドリー『息子への教え』の写本の改変を取り上げた工藤義信氏の研究¹²⁾などに見られるように、写本の形態や、そこに収録された著作の内容・構成から、注文主の意図、さらには人的紐帯を読み解く研究が盛んに行われている。中・近世に成立した個々の狩猟書の写本においても同様の試みが可能である。

本稿では、第2章で近年再評価が進むアンヌ・ド・フランスの事績とアンヌを知る人物による記憶の継承について取り上げ、第3章で中世後期のフランスの狩猟・狩猟書と王侯貴族のかかわりについて概観する。第4章では著者ジャック・ド・ブレゼを取り巻く人的関係を概観した後、『狩猟』及び『善き犬スイヤール譚』の内容を分析する。それによって、狩猟や狩猟書を媒介としてルイ11世とその長女アンヌと緊密な紐帯を構築し、その政権を政治的・軍事的に支えながら社会的に上昇移動するブレゼ家のような在地有力領主の姿を明らかにする。周到に張り巡らされた彼らの紐帯は、王朝交代後も有効に機能した。その一方で、王の長女アンヌ・ド・フランスと彼らが団結して国政を主導した記憶は後世の狩猟書の中に受け継がれることはなかった。第5章では、サヴォワ家に伝播したトリノ写本の落丁部分の内容と残された部分の構成の変更について分析し、写本の中でアンヌとブレゼを特定出来る情報や男性顔負けに鹿狩りを主導するアンヌの記憶を消そうとした痕跡が見られることを明

9) « Les librairies aristocratiques dans les anciens Pays-Bas au Moyen Âge », *Le Moyen Age* 2007 (3 - 4), 2007.

10) 大黒俊二『声と文字』岩波書店、2010年。

11) 山辺規子「中世ヨーロッパの健康書『タクイヌム・サニターティス』の項目の比較」『奈良女子大学文学部研究教育年報』第11号、2014年、145-156頁。

12) KUDO, Y., « Reinstalling clerical authority, juridical and didactic: The unique rearrangements of Book II of Peter Idley's Instructions to his Son in London, British Library, Arundel MS 20 » *Medium Ævum* 88 (2), 2019, p. 265-300.

らかにする。それによって、15世紀後半-16世紀前半のフランス王家と傍系のヴァロワ＝オルレアン家、ヴァロワ＝アングレーム家、ブルボン家、さらにサヴォワ家のような大諸侯、さらにはハプスブルク家との利害が錯綜する中で、シャルル8世の治世初期にブレゼ家のようなルイ11世の腹心の在地有力領主たちに支えられて国政を主導したアンヌの記憶が消されていったことを明らかにする。

2 フランス王の長女にしてブルボン公妃

——中近世フランスの女性権力者、アンヌ・ド・フランスの二つの顔

アンシャン・レジーム期のフランスでは、フランソワ1世の母后ルイズ・ド・サヴォワやカトリーヌ・ド・メディシス(1519-89)のような未成年で即位した王の母后など一部の例外を除き、女性王族は政策決定の場から排除されていた。そのため、アンヌ・ド・フランスが国政において果たした役割が再評価され始めたのは19世紀後半から20世紀初頭の第一波フェミニズムの時代になってからだった¹³⁾。その後しばらくの停滞の後、20世紀第4四半期頃からふたたびフェミニズム運動が興隆し、前近代ヨーロッパの女性権力者が歴史的に再評価される中で¹⁴⁾、アンヌにも注目が集まった。とりわけ2000年代以降、É・ヴィエノ、A・ダヴィ＝シャピーらによって、ブルボン公妃としてのアンヌの研究も進展し、政治家としてだけでなく、教育者、芸術の庇護者として再評価されている¹⁵⁾。没後500周年の2022年には、フランスでアンヌを顕彰するさまざまな催しが開催され、アンヌとその周辺的女性権力者たちや、嫁ぎ先のブルボン公家にも光が当てられた¹⁶⁾。

ダヴィ＝シャピーらが指摘するように、近年、西欧中・近世の女性権力者が持つ、親族をはじめとする女性同士の私的な人的紐帯は、男性中心の公式な場での人的紐帯と表裏一体に

-
- 13) 19世紀—2010年代初頭のアンヌ・ド・フランスの研究史に関しては、以下の論文参照。VIÉNOT, É., « Anne de France (1461-1522), dame de Beaujeu, duchesse de Bourbon, régente de France : un cas d'école pour la recherche sur les femmes et le pouvoir », *Reines, princesses, favorites... Quelle autorité déclinée au féminin ? Cahier du CELEC*, 3, 2012, http://cahierscelec.msh-lse.fr/sites/cahierscelec.msh-lse.fr/files/fichiers_joints/01.%20Introduction%20E.%20Viennot.pdf (2022/10/31取得)。
- 14) Ref. *Femmes de pouvoir*; GAUDE-FERRAGU, M., *La reine au moyen âge : Le pouvoir au féminin XIV^e-XV^e siècle*, Tallandier, 2014 et passim.
- 15) 近年のアンヌ・ド・フランス関連のおもな著作は以下の通り。CLUZEL, *op.cit.*; DAVID-CHAPY, *Anne de France, Louise de Savoie, inventions d'un pouvoir au féminin*, Classiques Garnier, 2016; Ead., *Anne de France : Gouverner au féminin à la Renaissance*, Passés composés, 2022; VIÉNOT, *op.cit.*; CRÉPIN-LEBLOND, Th. et M. CHATENET dir., *Anne de France, Art et pouvoir en 1500*; MATTEONI, O. dir., *Les Bourbons en leur bibliothèque (XIII^e-XVI^e siècle)*, Éds. de la Sorbonne, 2022.
- 16) 2022年6月17・18日には学会「アンヌ・ド・フランスを巡って——女性による統治」がムーラン劇場で開催された。Ref. <https://musees.allier.fr/1212-exposition-anne-de-france.htm> (2022/10/31取得)。また、フランス国立図書館では、6月-9月に展覧会「ブルボン公と公妃たちの豪華彩色写本」が開催された。Ref. <https://www.bnf.fr/fr/agenda/tresors-enlumines-des-ducs-et-duchesses-de-bourbon> (2022/10/31取得)。

機能するものとみなされるようになり、「貴婦人の宮廷 (Cours des Dames)」の役割の研究も進展している。アンヌ・ド・フランスは、ルイ11世が緊密に張り巡らせた人的紐帯を受け継ぎ、ピエール・ド・ブルボンとの婚姻によってそれをさらに発展させながら、王の長女あるいはブルボン公妃という立場で政治的・文化的影響力を行使していた¹⁷⁾。

アンヌは、フランス宮廷ではアラス条約 (1483) によってフランスに送られてきたマルグリット・ド・トリッシュ (1480-1530) のほか、ルイズ・ド・サヴォワ、アンヌ・ド・ブルターニュの教育に携わった。また、ブルボン公領に拠点を移してからは継嗣シュザンヌとその夫シャルル3世を教育し、『ブルボン及びオーヴェルニュ公妃アンヌ・ド・フランスから娘シュザンヌ・ド・ブルボンに宛てた教訓』(1505)を著した。さらにルイ11世の腹心アンベール・ド・バタルネーとエマール・ド・ポワティエ＝サン＝ヴァリエ (1435-1510) の孫娘ディアヌ・ド・ポワティエ (1499-1566) もアンヌの宮廷で少女時代を過ごした。

ルイ12世の治世の間、アンヌは今日「ブルボン国家」と称される広大な領邦を支配するブルボン公の妃という立場で政治・文化的影響力を保ち、フランスの宮廷儀礼に通じた高位貴族女性の模範として折々に存在感を示した¹⁸⁾。アンヌはフィリップ美公夫妻のプロワ城訪問 (1501) の際、ルイ12世に謁見した公妃ファナ (1479-1555) を娘のシュザンヌと共に王妃の許に案内する役割を担った。また、1514年にルイ12世がイングランド王女メアリ・テューダー (1496-1533) と再婚した際には新王妃にフランス宮廷のしきたりや儀礼を伝授する役割を担った。

しかし、ヴァロワ＝アングレーム家に王朝交代した晩年、アンヌはブルボン公妃として「ブルボン国家」を存続させることに傾注した。

ブルボン公家の所領は1400年にフランス王家とブルボン公ルイ2世 (1356-1410) の協定によって親王領と同格扱いになり、直系男子に相続が限定されていた¹⁹⁾。ルイ12世は1498年にシュザンヌ及びその子孫によるブルボン公位継承を承認したが、高等法院の承認は得られなかった。1503年にピエール2世が没すると、アンヌは男系で公位継承権を持つ傍系のブルボン＝モンパンシエ家のシャルルとシュザンヌを結婚させてブルボン公家の結束を図った。

17) DAVID-CHAPY, *Anne de France, Gouverner au féminin*, p. 175-204 ; Ead., *Anne de France, Louise de Savoie*, p. 527-615.

18) 上田耕造「ブルボン公妃アンヌ——15世紀末から16世紀初頭のブルボン家を支えた公妃の仕事——」『関西大学西洋史論叢』第21号, 2019年, 107-126頁, CHATENET, M. et P.-G. GIRAULT, *Fastes de cour : Les enjeux d'un voyage princier à Blois en 1501*, PUR, 2010, p. 45-49 ; TEYSSOT, J., « « Reine » et princesse, Anne de France en Auvergne et Bourbonnais », in CREPIN-LEBLOND, Th. et M. CHATENET dir., *Anne de France, Art et pouvoir en 1500, Actes du colloque organisé par Moulins, Ville d'Art et d'histoire, les 30 et 31 mars 2012*, Picard, 2014, p. 15-25 ; DAVID-CHAPY, *Anne de France, Louise de Savoie*, p. 622-646 ; Ead., *Anne de France, Gouverner au féminin*, p. 136-149他参照。

19) ブルボン公ジャン2世 (位1410-34) の妃マリー・ド・ベリー (1375-1434) が婚資としてもたらした1代限りの親王領オーヴェルニュ公領をマリーの死後もブルボン公家が領有することと引き換えに、公家が代々所持してきたブルボン公領をはじめとする所領も親王領と同格扱いとなり、男系男子が断絶した場合王領に編入されることになった。上田, 前掲論文, 107-108頁。

ブルボン公シャルル3世はイタリア戦争で戦功を挙げ、1515年にフランソワ1世によってフランス大元帥に任命された。しかし、1516年にミラノ総代官の地位をロートレック元帥(オデ・ド・フォワ、1485-1528)に奪われるなど軍事的な要職から外され、大法官デュプラをはじめ王の寵臣で占められた国王顧問会からも遠ざけられた。第1章で指摘したイタリア戦争による王家とブルボン家双方の財政悪化も、両者の関係悪化に拍車をかけた。

1521年のシュザンヌの死に伴う「ブルボン国家」の解体・接収と王国の再編は、国家破産の危機に瀕してもなおイタリア戦争を継続せざるを得なかったフランス王家にとっては必然であったといえる。アンヌ・ド・フランスは可能な限りの法的手段を使って事態に備えた。シュザンヌは1519年にすべての所領をシャルル3世とその子孫に遺贈する遺言を作成していた。しかしシュザンヌの従姉にあたり血縁上最も近い母后ルイズ・ド・サヴォワは、デュプラの助言を受けて1522年にパリ高等法院にブルボン公位請求訴訟を起こした。そして同年10月には判決を待たずブルボン公家の所領について国王に臣従礼を行った。シャンテル城砦に隠棲していたアンヌ・ド・フランスはシャルル3世を最期まで支援したが²⁰⁾、同年11月に61年の生涯を閉じた。

1523年8月、高等法院はフランソワ1世によるブルボン公領接収を承認する判決を下した。翌月シャルル3世は王に対して叛乱を企てたが、未然に発覚して神聖ローマ皇帝カール5世の許に逃れた。ブルボン公家の財産と所領は王家に接収され、「ブルボン国家」は消滅した²¹⁾。

ヴァロワ家嫡流とブルボン家嫡流の二重の断絶により、女性権力者アンヌ・ド・フランスはフランス史の中で忘れられた存在となっていった。しかし16世紀半ば頃、アンヌの人となりとその権勢ある宮廷の様子はまだ一部の人びとの記憶に残っていた。

パリゴール生まれのヴァロワ＝アンブレーム朝の廷臣ブラントーム(c1540-1614)は、かつてアンヌ・ド・ブルターニュに仕えた母方の祖母ルイズ・ド・ダイヨン(1480以前-1554以降)からアンヌ・ド・フランスの賢明かつ高慢にも見える人となりや権勢を誇る宮廷の様子を伝え聞いていた。彼の著作『著名貴婦人伝』(1665-1666年刊)にはアンヌとその妹ジャンヌの事績が記されている。ブラントームの生家にはアンヌから送られた大量の書簡が残されていたが、王の娘であることを誇りとしたアンヌは「アンヌ・ド・フランス」もしくは「アンヌ」と署名していた²²⁾。

生前アンヌは父王ルイ11世と同様狩猟を愛好し、その記憶は16世紀の狩猟書に歪められた形で継承された。シャルル9世(位1560-74)に献呈されたジャック・デュ・フィユー

20) 1521・22年にアンヌは自身が所有する所領をシャルル3世とその子孫に遺贈する遺言を残したが無効とされ王領に攝取された。DAVID-CHAPY, *Anne de France*, p. 246-247.

21) 上田耕造「ブルボン公シャルル3世の叛乱——16世紀初頭フランスにおける貴族層再編——」『関西大学西洋史論叢』第20号、2018年、13-33頁参照。

22) BRANTOME, *Vie des dames illustres françoises et étrangères*, nouvelle éd. par L. MORAND, Garnier, 1868, p. 262-263. ルイズ・ド・ダイヨン＝リュードはルイ11世の侍従・顧問ジャン・ダイヨン(1423-81)の娘。

(1519-80)『獵犬を用いた狩獵』(1561)第2章には『善き犬スイヤール譚』の主人公の獵犬スイヤールを巡る改変された逸話が見られる〔第4章参照〕。

3 宮廷文化としての中世後期フランスの狩獵と狩獵書²³⁾

西欧中世において、鷹狩り (fauconnerie / chasse au vol) と獵犬を用いて騎馬で鹿や猪などの獲物を追跡する狩獵 (vénerie / chasse à courre) は対となる「高貴な」狩獵とみなされ、王侯貴族によって盛んに行われていた²⁴⁾。王侯貴族にとって狩獵は身体鍛錬を兼ねた平時の娯楽であると同時に人的紐帯を構築・強化する手段でもあった。狩獵はしばしば敵対する者同士の和解の機会を提供し²⁵⁾、鷹や獵犬、狩獵書などの狩獵アイテムは金銭や書物、宝飾品、芸術作品などと同様贈答品として利用された。それらは経済資本や文化資本・象徴資本としての機能を果たしながら、西欧社会の中で垂直または水平移動していった。

世俗の王侯貴族や聖職者が生業ではなく娯楽として行う狩獵は教会の批判を浴びた。そのため、早くから公式の宮廷行事に組み込まれた馬上槍試合とは異なり、狩獵は私的な娯楽としての性格が強かった²⁶⁾。しかし、フランスでは13世紀中葉以降王権によって漸次狩獵統制が強化され、1396/97年1月の王令によって慣習により狩獵権を持つ者など一部の例外を除き平民の狩獵は禁じられた²⁷⁾。それにより狩獵は次第に貴族身分の徴証の一つとして機能し始めた。

フランス王と狩獵の結びつきも、シャルル6世(位1380-1422)が有翼の白鹿を自身の副紋に採用するなど14世紀後半以降次第に可視化され始める。15世紀後半には宗教的な罪悪感も薄れ²⁸⁾王権の象徴としての狩獵が前面に押し出されていく。クレリーのノートル＝ダム大

23) 西欧中世の狩獵書の歴史や研究動向については、以下の著作を参照されたい。SMETS, A. et B. VAN DEN ABEELE, *La Littérature cynégétique*, Brepols, 1996 ; « Manuscrits et traités de chasse français du Moyen Âge » ; VAN DEN ABEELE, « Medieval Latin and vernacular treatises on falconry (11th-16th c.) : tradition, contents, and historical interest », *Raptor and human : falconry and bird symbolism throughout the millennia on a global scale*, Wachholtz Verlag, 2018, p. 1271-1289.

24) 中世後期フランス王権による身分と狩獵の統制及びヴァロワ族をはじめとする王侯貴族の狩獵熱、身分と結びついた狩獵のステータスの上昇、狩獵や狩獵のアイテムが果たした役割等については、頼順子「中世後期の狩獵と狩獵術の書」博士論文、大阪大学、2010年(未刊行。以下頼、2010と略記)、5-71頁参照。

25) たとえば1491年6月、シャルル8世は狩獵隊を率いてブルジュ北西のシェール川とイエーヴル川の合流地点に向かい、サン＝トバン＝デュ＝コルミエの戦いの後ブルジュに拘留されていたオルレアン公ルイを呼び出して私的に会見し恩赦を与えた。LE FUR, *op.cit.*, p. 213-214.

26) 頼、2010、14-15頁。

27) *Ordonnances des rois de France de la troisième race, recueillies par ordre chronologique*, T.VII, Imprimerie royale, 1750, p. 117-118.

28) 14世紀の狩獵書には、宗教上の七つの大罪の一つである怠惰の罪を免れるために狩獵行うという記述が必ず見られる。たとえばアンリ・ド・フェリエール『モデュス王とラティオ王妃の書』第1章には「彼 [=モデュス王] は我々が暇にならないために、鹿、猪、ダマジカについて、

聖堂のルイ11世の墓所には、1562年にユグノーによって破壊されるまで簡素な狩猟服姿で聖母マリアに祈る王の彫像が安置されていた²⁹⁾。また、1501年12月にルイ12世がフィリップ美公夫妻をプロワに迎えた際には、馬上槍試合と同様王による接待のスケジュールに狩猟が組み込まれていた³⁰⁾。

以上のような状況の下、中世後期フランスにおいて狩猟は同時代の王侯貴族の世俗的な書物文化とも結びついていった。第四ラテラノ公会議（1215）以降の俗人教化の流れの中で、西欧世界では教育書や技術書が増え、鷹や猟犬、罾や飛び道具などを用いた狩猟の技法のほか、鷹や猟犬の維持管理・治療法、処方箋などを記した狩猟書も出回っていた³¹⁾。書記言語がラテン語からフランス語（オイル語）に移行する途上にあつたフランスでは、14世紀中葉から、後に狩猟書の権威となる3点の狩猟書、アンリ・ド・フェリエール『モデュス王とラティオ王妃の書』（Henri de Ferrières, *Les Livres du roy Modus et de la Royne Ratio*, 1354-76）、ガース・ド・ラ・ビュイーニュ『狩猟物語』（Gace de La Buigne, *Roman des deduis*, 1359-77）、ガストン・フェビュス『狩猟の書』（Gaston Phébus, *Livre de chasse*, 1387-91）をはじめとしたフランス語の狩猟書が、ヴァロワ家の王や王族などの宮廷を核として相次いで成立した³²⁾。そして、王侯と取り巻きの貴族たちによって挿画入りの豪華彩色写本が盛んに製作・蒐集された。フランスに活版印刷術が導入された15世紀後半以降も³³⁾王侯や取り巻きの貴族は写本蒐集を続けており、フランス語の狩猟書もしばしば対象になった。

アンヌ・ド・フランスとシャルル8世は父王同様狩猟を好み、1490年代以降も王がムーラン城に滞在中は二人で狩猟を嗜んでいた³⁴⁾。狩猟書も所持しており、ブルボン公家の蔵書にはベリー公ジャン（1340-1416）旧蔵のガース『狩猟物語』の写本が含まれており³⁵⁾、シャルル8世は15世紀末にパリの「ロベール・ガガンの画家」に『モデュス王とラティオ王妃の書』の写本を製作させたとみられる³⁶⁾。また、アンヌはブレゼ『狩猟』及び『善き犬スイヤー

それらを我々に捕えさせるあらゆる狩猟を整理した」と記されている。FERRIÈRES. H. de., G. TILANDER éd., *Les livres du roy Modus et de la royne Ratio*, T.I, p. 6.

29) Ref. « LOUIS XI - Tombes Sépultures dans les cimetières et autres lieux par Marie-Christine Pénin », https://www.tombes-sepultures.com/crbst_381.html (2022/10/31取得)

30) CHATENET, M. et P.-G. GIRAULT, *op.cit.*, p. 52-53.

31) 貴族的な狩猟と書物文化の融合については、頼, 2010及び、同著「何故狩猟術の写本を所持するのか——中世後期～近世初頭フランスの三つの「私の」狩猟書」『待兼山論叢』第52号, 2018年, 57-59頁参照（以下頼, 2018と略記）。

32) このほかに、アンジュー貴族のアルドゥアン・ド・フォンテーヌ＝ゲラン（†1399）がヴァロワ＝アンジュー家のルイ2世（アンジュー公1384-1417）に献呈した『狩猟宝典』（Hardouin de Fontaine-Guérin, *Le Trésor du vénerie*, c1390-94）がある。頼, 2016, 57-58頁参照。

33) 1470年、パリ大学に最初の印刷工房が設立された。

34) CLUZEL, *op.cit.*, p. 247-248.

35) シャンティイ、コンデ美術館所蔵 ms.488。この写本はルイ11世に断罪されたヌムール公ジャック・ダルマニャック（c1433-1477）からピエール・ド・ブルボンが押収した。両者は共にベリー公の曾孫。MATTEONI, *op.cit.*, p. 184, 198, 232.

36) ジュネーヴ図書館所蔵 ms.168。Ref. HOCHULI-DUBUIS, P., *Catalogue des manuscrits français 1-198*, Genève, BPU, 2011, p. 298-299.

ル譚』の献呈対象となり、シャルル8世も侍読ギョーム・タルディフ（c1440-c1500）に『鷹狩り術と獵犬の書』（Guillaume Tardif, *L'art de faulconnerie et des chiens de chasse*, 1492/93）を執筆させた。タルディフは印刷本を献呈したが、王はサン＝ミシエル騎士団の頸飾に囲まれたフランス王家とナポリ王家の盾形紋章を付した豪華彩色写本を別途製作させて所持していた³⁷⁾。

王家の取り巻きの帯剣貴族も狩猟書の写本を蒐集していた。ポワティエ＝サン＝ヴァリエ家³⁸⁾にはルイ・ド・ギユイエンヌ（シャルル6世（位1380-1422）の王太子。1397-1415）旧蔵のガストン・フェビュス『狩猟の書』の豪華彩色写本が所蔵されていた³⁹⁾。また、アンヌの党派を支持した海軍元帥ルイ・マレ＝ド＝グラヴィル（1438-1516）は、上述のシャルル8世旧蔵の『モデュスとラティオ王妃の書』を所持していたとみられる⁴⁰⁾。

中世後期のフランス語の狩猟書の写本は時にアルプスを越えて移動した。王侯と共に移動した事例として、上述のポワティエ＝サン＝ヴァリエ家所蔵の『狩猟の書』が挙げられる。グルノーブル総代官の任にあったジャン・ド・ポワティエ（c1475-1539）は1523年のブルボン公の叛乱計画に連座して全財産を没収され、『狩猟の書』もフランス王家に渡った。1525年、パヴィアの戦いでフランソワ1世がスペイン・神聖ローマ連合軍に大敗した時、件の写本は王の所持品に含まれていた。写本は略奪に遭い、トリエント司教ベルンハルト・フォン・クレス（位1514-39）を経てオーストリア大公フェルディナント（後の神聖ローマ皇帝、位1556-64）の手に渡った。その後、17世紀半ばにネーデルラントでフランス軍に奪取されてルイ14世に献上されるまで、写本はハプスブルク家の所領にあった⁴¹⁾。

狩猟書の写本生産は16世紀に入っても続いた。南仏プロヴァンスのヴァンサン・フィリポンの写本工房ではアルトゥルシュ・ド・アラゴーナ『鷹狩り』（c1443）の写本が16世紀初頭に複数製作され、言語の境界を越えてサヴォワ家の所領であるピエモンテの都市モンドヴィまで流通していた⁴²⁾。また、サヴォワ家には16世紀前半にリヨンで刊行されたタルディフ『鷹狩り術と獵犬の書』の印刷本と1542年に南仏の教皇領ヴェネサン伯領カルパントラ出身のジャン・ファーヴルによって筆写された『鷹狩り』の写本の合冊本（トリノ国立文書館所蔵史料 J.a.IX.4）が伝わっている⁴³⁾。

37) 初版はアントワーヌ・ヴェラール印刷工房から1493年1月に刊行された。写本（グラスゴー大学図書館蔵 Hunter 269 (U.5.9)）は1494年以降成立。頼, 2010, 129-134, 141-145頁。

38) ポワティエ＝サン＝ヴァリエ家は、ドーフィネ周辺に影響力を持つ在地有力領主家系で1424年に断絶したポワティエ＝ヴァランティノワ伯家の傍系にあたる。

39) BNF fr.616（15世紀初頭成立）。写本はブルゴーニュ公ジャン（位1404-1419）から娘婿の王太子に贈られた。Ref. TESNIÈRE, M.-H., « Fébus « Maître des chasses », in LAMAZOU-DUPLAN, V. dir., *Signé Fébus, comte de Foix, prince de Béarn*, Somogy-UPPA, 2014, p. 164, 167.

40) HOCHULI-DUBUIS, *op.cit.*

41) Ref. *La chasse de Gaston Phœbus, comte de Foix, [...] , avec des notes et la vie de Gaston Phœbus par Joseph Lavallée*, Bureau du Journal des chasseurs, 1854, p. XLIII-XLVII.

42) 頼「15-16世紀フランスにおける狩猟書の受容—アルトゥルシュ・ド・アラゴーナ『鷹狩り』を例に一」『関西大学西洋史論叢』第16号, 34-46頁参照。

43) 頼「〈史料紹介〉近世初頭の狩猟書における写本と版本の融合——トリノ国立文書館所蔵資料

4 ジャック・ド・ブレゼ『狩猟』及び『善き犬スイヤール譚』における アンヌ・ド・フランスの人的紐帯とその記憶の改変

ジャック・ド・ブレゼ『狩猟』は55の8音節10行詩節からなる韻文、『善き犬スイヤール譚』は12音節50行の韻文である。古写本は『狩猟』が3点、『善き犬スイヤール譚』が4点今日まで伝わっている[資料1]。このうち、トリノ写本とオランダのデン＝ハーグ王立図書館所蔵写本78.E.3には両方の詩が筆写されている。また、同じ二篇を収録する印刷本が1494年頃にパリのピエール・ル＝カロン印刷工房から刊行された[資料1]⁴⁴⁾。本章では著作の内容に着目し、アンヌ・ド・フランスとブレゼを取り巻く人的紐帯とその記憶の改変について取り上げる。

(1) フランス王家とブレゼ一族の緊密な紐帯

ジャック・ド・ブレゼはアンジューの古い貴族家系出身で、1440年頃誕生した⁴⁵⁾。曾祖父ジャン(c1340-1419)は『狩猟宝典』の著者アルドゥアン・ド・フォンテーヌ＝ゲランとビュエイユ家を介して親族関係にあり、その作中でアンジュー風の狩猟の角笛の名手として紹介されている⁴⁶⁾。

シャルル7世とマリー・ダンジュー(1404-63)の結婚によって、ラ・トレムイユ家、アンボワーズ家をはじめヴァロワ＝アンジュー家に仕えていたいくつかの在地有力領主家系出身者は、王の寵臣となり社会的に上昇移動した。ジャック・ド・ブレゼの父親のモーレヴリエ伯ピエール(c1410/12-1465)はジャン5世・ド・ビュエイユ(1405/06-78)共々国王顧問を務め、アンジュー、ポワトゥー、ノルマンディ大代官などの要職を歴任した。1440年代後半には寵姫アニェス・ソレル(1421-50)に接近し、国政参加を要求する王太子ルイ(後のルイ11世)を王の宮廷から追放した。

1461年7月にルイ11世が即位すると、ピエール・ド・ブレゼは失脚し、財産没収の上ロシュ城に投獄された。しかし、王は庶出の姉妹や娘との婚姻を通じて王家に仕える諸侯の婚外子⁴⁷⁾や在地有力領主家系出身者と関係を強化する政策を推進し、軍事力を有するシャルル7世の寵臣とも和解する道を選んだ。同年12月にはジャン5世・ド・ビュエイユの息子アントワヌ(c1440/45-1506)とアニェス・ソレルの三女ジャンヌ(1448-67)を結婚させた。

J.a.IX.4の場合——』『史窓』第78号、2021年、147-165頁参照。

44) 現存する唯一の印刷本はティランダーが校訂の際に参照したが現在は所在不明となっている。

Ref. « Jacques de Brézé | Arlima ».

45) Ref. BRÉZÉ, *La Chasse*, p. 24-25 ; WILLARD, C.-C., « Le bon chien Souillard », *Reinardus*, 11, 1989, p. 208-209.

46) ジャン・ド・ブレゼの妻マルグリット・ド・ビュエイユはアルドゥアンの妻マリー・ド・ビュエイユ(†1440)のおば。頼, 2016, 59頁系図参照。

47) 1465年、ルイ11世はブルボン公シャルル2世(1401-56)の婚外子で海軍元帥のルイ・ド・ブルボンを自身の婚外子ジャンヌ(1447-1519)と結婚させた。MATTEONI, *op.cit.*, p. 255.

ピエール・ド・ブレゼに対しても翌1462年に恩赦を与え、アニエスの次女シャルロット(1446-77)を継嗣ジャックに嫁がせた⁴⁸⁾。

その後ピエール・ド・ブレゼは王に忠実に仕えた。公益同盟戦争(1465)の際も王家を支持し、モンレリの戦いでブルゴーニュ軍との交戦中に戦死した。ブレゼはノルマンディで在地有力家系出身のジャンヌ・デュ=ベック=クレスパンを妻に迎え勢力基盤を構築していたため、諸侯側はブレゼが王に殺害されたという誤報を流した。亡夫の立場を引き継ぎルーアン守備隊長の任にあったジャンヌは噂を信じて諸侯側に寝返りブルボン公に投降した。これを機にオンフルール、フェカン、ディエップなど近隣の6都市が諸侯側に寝返った。情勢はルイ11世側に不利になり、王弟シャルルにノルマンディを親王領として与えるなど王は一時的に諸侯に対して譲歩を強いられた。しかし1466年に王は主導権を回復し、1469年に王弟シャルルをギュイエンヌ公に任じたことを機にノルマンディを再度王領に編入した⁴⁹⁾。

その後もルイ11世はノルマンディに勢力基盤を持つブレゼ一族を重用し、ピエールの息子ジャックは1475年にノルマンディ代官、翌76年には大代官に任命された。しかし1477年、妻シャルロットと家臣ピエール・ド・ラヴェルニュの不貞が発覚し、ジャックは2人を殺害した。王族殺害の罪により逮捕・投獄されたジャックに対して1481年に死刑宣告が下された。しかし同年、10万エキュの罰金と引き換えにルイ11世の恩赦にあずかった。ジャックが罰金支払いのために手放した全財産は、王によって継嗣ルイ(1463-1531)に与えられた。

ルイ11世の死後、ジャック・ド・ブレゼはアンヌ・ド・フランスとピエール・ド・ブルボン夫妻の党派を支持した。ブレゼは『狩猟』及び『スイヤール譚』のほかに、1488年にサン=トールバン=デュ=コルミエの戦いの勝利を記念して『アンヌ・ド・フランス様を讃える詩』(*Louange de Madame Anne de France*)を執筆し、詩人で王の書記兼サン=ミシェル騎士団の筆頭書記ジャン・ロベルテに送った⁵⁰⁾。

アンヌはジャック・ド・ブレゼの忠誠に対し見返りを与えた。ジャックの二人の娘のアンヌとカトリーヌは、フランス宮廷で養育されていたマルグリット・ドートリッシュに仕えた⁵¹⁾。また、継嗣ルイは1494年のジャックの死後ノルマンディ大代官に就任し、シャルル8世の治世末期の1496-97年にはフランス狩猟頭(Grand veneur de France)も務めた。

さらに、ブレゼ一族はアンヌ・ド・フランスを介してルイ11世時代から王家に忠実に仕える有力貴族と婚姻を通じて結びついていった。1515年、ルイ・ド・ブレゼはアンヌの宮廷に

48) シャルル7世とアニエス・ソレルの間には娘が3人いた。長女マリー(1444-73)は1458年にシャルル7世の顧問・侍従オリヴィエ・ド・コエティヴィ(1418-80)に嫁いだ。

49) NEVEUX, F., *La Normandie pendant la guerre de Cent Ans*, Éd. Ouest-France, 2008 (avec la collaboration de C. RUEILLE), p. 390-401.

50) Ref. BNF fr.12490, f.70-72v. ロベルテはフォレ伯領モンブリゾン出身で歴代ブルボン公の公証人・書記などを務めた。ルイ11世に登用され1469年にサン=ミシェル騎士団の筆頭書記に就任し、1494年よりシャルル8世の寝室付き侍従を務めた。FAVIER, *Louis XI*, p. 268; « Famille Robertet, Racines et histoire », <http://racineshistoire.free.fr/LGN/LGN-frameset.html> (2022/11/5取得)。

51) DAVID-CHAPY, *Anne de France, Louise de Savoie*, p. 577.

出仕していたジャン・ド・ポワティエの娘ディアヌと再婚し、パリのブルボン家の館で豪華な結婚式を挙げた。ディアヌの父方の祖父エマールと母方の祖父アンバール・ド・バトルネーはルイ11世の国王顧問を務め、王の死後はブレゼ家と同様アンヌの党派を支持した⁵²⁾。シャルル8世の没後二人は新王家に忠誠を誓い重用されたが、ブルボン公家とも緊密な関係を維持していた。

ブレゼ一族も新王家に忠実に仕えた。1523年にジャン・ド・ポワティエが叛逆罪により失脚した後もブレゼ夫妻はフランソワ1世と終始良好な関係を保った。パヴィアの戦いの敗戦後、1527年から1529年までの3年間ルイ・ド・ブレゼは国王顧問も務めた⁵³⁾。トンプソンは、ブレゼがフランスの要衝ノルマンディの大代官としてルイ12世・フランソワ1世時代も政治的・軍事的に重要な役割を担っていたことを指摘している⁵⁴⁾。

ディアヌはフランソワ1世の王妃クロード・ド・フランス(1499-1524)と母后ルイズ・ド・サヴォワに仕え、王子アンリ(後のアンリ2世、位1547-59)の教育にも携わり、夫の死後はその愛妾になった。ブレゼ夫妻の二人の娘は、フランス東北部に位置する神聖ローマ帝国の有力家門ラ＝マルク家とヴァロワ＝アンジュー家の女系子孫でブルボン家と繋がり深いギーズ(ロレーヌ)家にそれぞれ嫁ぎ⁵⁵⁾、さらに社会的に上昇移動した。

ディアヌは、アンリ2世の死後もポワティエ族の故地ヴァランティノワ公領をはじめ王から得た所領の大半を維持した。パリとブレゼ家の拠点アネ城を頻りに往来し、軍を率いた親族を自身の城に受け入れて糧秣を提供するなど、娘を通じて縁戚関係にあるギーズ家やラ＝マルク家、ブルボン家、モンモランシー家との関係は晩年になっても途絶えることはなかった。

(2) 『狩猟』及び『善き犬スイヤール譚』の内容と後年の改変

西欧中世において鹿狩りは鷹狩りと並ぶ高貴な狩猟とみなされていた。しかし女性の参加には暗黙の制約があった。狩猟書の権威の一つであるガース『狩猟物語』には、貴婦人が騎乗して鹿を追跡するのは名折れであるとの記述がある。しかし、ブレゼ『狩猟』の中では騎馬で追跡する鹿狩りを王の娘の「奥方様」 [= アンヌ・ド・フランス] が行う様子が描かれ

52) 拙稿第3章参照。エマールの最初の妻マリー(1450-c1470)は、ルイ11世とドーフィネの在地有力領主家系出身のマルグリット・ド・サスナージュ(1424以前-70)の娘。*Ibid.*, p. 599. バタルネーはフランソワ1世時代まで王家の子女の教育にも携わった。Ref. http://fr.dbpedia.org/page/Imbert_de_Batarnay.

53) MICHON, *op.cit.*, p. 602-603.

54) Ref. THOMPSON, P.-Z., « De nouveaux aperçus sur la vie de Diane de Poitiers », in *Albineana, Cahiers d'Aubigné*, 14, 2002, p. 345-360.

55) アンヌ・ド・フランスは、ロレーヌ家との関係強化のためロレーヌ公アントワヌ(位1508-44)にブルボン公シャルル3世の妹ルネ(1494-1539)、その弟のギーズ公クロード1世(位1527-50)にアントワネット・ド・ブルボン＝ヴァンドーム(1493-1583)をそれぞれ嫁がせていた。ルイ・ド・ブレゼとディアヌの長女ルイズは1547年にアントワネットの四男オマール公クロード2世(位1550-1573)に嫁いだ。

る [資料3]。

「ノルマンディ大代官ジャック・ド・ブレゼ殿によって書かれた狩猟」という表題に続き、詩はブレゼによる獲物となる鹿の探索の場面から始まる。5月の朝ブレゼは猟犬1頭を連れて探索を割り当てられた場所に向かい、麦畑で鹿の餌場の痕跡を発見する。猟犬と共に鹿の痕跡を追うブレゼは途中で証拠となる糞を採集する。やがてたどり着いた森の中で巨大な雄鹿のねぐらを発見する。優れた狩人が集う集会に戻ったブレゼは持ち帰った鹿の糞をアンヌに提示する。アンヌはブレゼが見立てた鹿を獲物に選び、鹿の狩り出しと猟犬と騎馬による追跡を開始する。追跡を行うのはアンヌとブレゼの猟犬で、第13節にボード、オワーズ、スイヤールなど22頭の名が列挙されている。アンヌは騎乗して猟犬を巧みに操りながら狩り出された雄鹿を追跡する。鹿は知恵を絞り身代わりを立てながら追跡を躲そうと試みるが逃れられず川に飛び込む。猟犬が苦戦する様子を見たブレゼは下馬して猟犬を呼び集め態勢を立て直す。鹿は岸に上がり森に逃れるが猟犬に追い詰められ、引き返そうとするも力尽きて息絶える。追い付いたアンヌは猟犬を一頭ずつ労い、獲物を仕留めたことを知らせる角笛を巧みに吹き、他の狩人たちもそれに倣う。

その後アンヌは大勢の騎士や貴婦人を従えて森番が御者を務める二輪馬車に乗って館に帰還し、着替えを行う。食事の前にブレゼはアンヌに命じられて運ばれてきた獲物の鹿の頭部を切断し、最も活躍した猟犬ブリフォーに獲物を分配する。残りの犬にも分け前が与えられた後、アンヌはふたたび一頭ずつ猟犬の名を呼んで労う。その後参加者に酒がふるまわれる。

第54-55詩節はアンヌへの献辞である。第54節において、ブレゼは自身が無学で雄弁でも賢明でもないと謙遜しつつ、詩の献呈対象を「猟犬を用いて追跡する狩猟という素晴らしい務めの／唯一の支持者であり女主人である／咲き誇る美しい薔薇」と称賛する。続く第55詩節では「我がいとも気高き奥方様／篤信王のご息女 (ma treshonnoree dame, / Fille du roy treschretien)」(v.541-542)と呼びかけ、自身の拙い詩を受け取るよう歎願して締め括る。

『狩猟』の中でアンヌは「奥方様 (Madame)」とのみ記され固有名詞の記述は無い。しかし、フランス王の娘が王国の政治的・軍事的要衝ノルマンディの大代官であるブレゼの補佐を受けて本来男性が行うべき鹿の追跡を猟犬を巧みに操って主導し、見事獲物を仕留めるといった内容である。ブレゼは本来猟犬係の役割である獲物の探索にみずから出向いて大物の鹿を発見し、労を厭わず追跡して追い詰める。詩を読んだ同時代の人びとは、アンヌと彼女を支持するブレゼを喧伝する著作と受け止めただろう。

もう一つの著作『善き犬スイヤール譚』ではルイ11世とアンヌ、ブレゼに加えてルイ11世に極めて忠実な側近が登場する。作中ではスイヤールという名の老いた猟犬が自身の過去と仲間の猟犬について一人称で語る。スイヤールは白もしくはブロンド⁵⁶⁾の毛並が美しいブラッドハウンドで、ガストン・フェビュスが要求する資質を備えた優れた猟犬として名を馳

56) トリノ写本では « blond » と表記されているが他の写本は « blonde » または « blanc » と表記されている。Ref., BRÉZÉ, *op.cit.*, p. 56.

せた。『狩獵』にも登場するボード⁵⁷⁾という名のアンヌお気に入りの赤毛の雌犬と繁殖して仔を儲け、そのうちの数頭とは共に狩獵に参加した。スイヤールは頑健で長時間獲物を追跡出来たため、共に追跡する馬が何頭も犠牲になった。一度は主のブレゼが騎乗する馬が追跡中に倒れて息絶えたほどだった。スイヤールは若い頃血統種として国王ルイ〔=ルイ11世〕に献上されたがセネシャルのガストンに下賜され、さらにブレゼに贈られた。老いた今ブレゼ家の紋章入りの襟巻きを首に巻き、十分に食事を与えられ主君の寝室の暖炉の傍にある寝床に陣取っている。最後にスイヤールがブレゼに生涯仕えるきっかけを作った最初の主君、ルイ11世の冥福を祈って詩は締め括られる⁵⁸⁾。

この詩に登場する「セネシャルのガストン」(v.35)とはルイ11世の腹心ガストン・デュ・リオンを指す⁵⁹⁾。デュ・リオンは、かつて『狩獵の書』の著者ガストン・フェビュスの支配下にあった南仏ベアルンの在地領主家系出身で、王太子時代のルイが1456年にドーフィネからブルゴーニュ公フィリップ(位1419-67)の許に逃れた際に同行した少数の側近の一人だった。逃亡先のジュナップでは外交を担当し、スイス盟約社団の都市ベルンや教皇の許に派遣されたほか、妃シャルロットの嫁資20万エキュの支払いを滞納したサヴォワ家に対抗すべくルイが1460年にミラノ公フランチェスコ・スフォルツァ(位1450-66)と同盟を締結した際にはジャック・ド・ヴァルペルグと共にミラノに赴いて交渉にあたった。ルイ11世の即位後はトゥールーズやサントンジユのセネシャルを歴任し、勅令隊を率いて王国各地を転戦したほか、ミラノとサヴォワの対立が激化した1466年から67年にかけては、両者の衝突を回避して王国東部の国境の安定化を企図する王の使者として双方の宮廷に赴いた。王の死後はブレゼ同様アンヌに与し、その功績によって1489年に一人娘ルイーズ(†1505)がブルボン公ジャン2世の婚外子シャルル(c.1470-1502)に嫁いだ。

『スイヤール譚』ではルイ11世とアンヌの父娘、ブレゼ、デュ・リオンが互酬的關係にあり獵犬は贈り物として彼らの間を移動する。スイヤールはルイ11世からデュ・リオンに下賜され、さらにブレゼへの贈物となる。ブレゼは自身の獵犬を率いてアンヌと狩獵をしたり獵犬を繁殖させたりする親しい関係にある。

『狩獵』及び『スイヤール譚』は成立から印刷本刊行までに数年間隔が空いたが、残存する写本数〔資料1〕を見る限り最初から広く受容されていたとは言い難い。登場する獵犬の名やデュ・リオンがガストン・フェビュスゆかりの地ベアルン出身のルイ11世の忠臣であることを知らなければ、詩のメッセージ性を読み取ることは困難である。したがって、二篇の詩は当初はルイ11世と長年狩獵を嗜み登場する獵犬の名を知る人びと、すなわちかつての王

57) ルイ11世の王太子時代以来の腹心の書記官ボード・ムーランと同名である。

58) *Ibid.*, p. 56-58.

59) ガストン・デュ・リオンについては以下参照。FAVIER, *Louis XI*, p. 170-171, 180-184, 297, 369, 524, 545-546 et passim; CONTAMINE, Ph., *Guerre, État et société à la fin du Moyen Âge. T.1 : Études sur les armées des rois de France 1337-1494*. Nouvelle éd., Éd. de l'EHESS, 2004, p. 399-450.

の側近に向けて書かれ、アンヌの党派の中で結束を図る役割を担っていたと考えられる。

シャルル8世のイタリア遠征開始とジャック・ド・ブレゼの没年にあたる1494年頃、二篇の詩はパリのル＝カロン印刷工房から刊行された。そのためか獵犬スイヤールを巡るルイ11世とアンヌ、そして二人の忠実な家臣の逸話は16世紀半ばになっても一部の貴族の記憶に残っていた。1561年にポワトゥー貴族ジャック・デュ・フィユーによって著された『獵犬を用いた狩獵』第2章「ボーと呼ばれ書記という二つ名を持つ白い犬の気質と体質について」の冒頭には、「もっとも愚かでない女性」という有名なルイ11世によるアンヌの人物評が追加され一部の内容が改変されたスイヤール譚が挿入されている。

白い犬は、亡きノルマンディ大代官殿によってフランスでかくも増加した。それ以前は〔白い犬は〕殊に貴族たちの間ではほとんど評価されていなかった。〔…〕その品種の最初の犬はスイヤールという名で亡くなったさる貴族から亡き国王ルイに献上された。王はとりわけ灰色の犬を好み、獵犬隊の犬はすべて灰色で、ほかの犬はブラッドハウンドの繁殖の場合を除き尊重せず白い犬にも目もくれなかった。セネシャルのガストンは犬を献上した件の貴族と一緒にいたが、王がこの犬を好まないことを知っていたので、王国でもっとも賢い女性に贈るので犬を自分に下賜してくれるよう王に請うた。王はセネシャルにその女性は誰かと尋ねた。彼は言った。「お答え申し上げます。それは、あなたのご息女アンヌ・ド・ブルボンです」。王は答えた。「もっとも賢い女性と呼んだその点についてだが、他の女性よりも愚かでないと申せ。何故ならこの世に賢い女性はほとんどいないのだから⁶⁰⁾。

白い獵犬はデュ・リヨンに下賜されたが「ノルマンディ大代官殿」がその犬を大いに欲したためアンヌではなく大代官に譲渡された。犬は狩獵係「ジャック・ド・ブレゼ」に飼育を託された。獵犬を用い騎馬で追跡する狩獵を好んだアンヌは、後に気に入りの雌犬ボードをスイヤールの許に送って何度か繁殖させ、15、6匹の仔犬が誕生した。そこからさらに血統の改良が進んで数が増え、王侯の間で白い獵犬が贈物として取り交わされるようになったフランソワ1世時代の後日譚が語られる。

デュ・フィユーの狩獵書は成功を収め19世紀まで版を重ねた。トリノ国立文書館のサヴォワ家旧蔵本の中にも『獵犬を用いた狩獵』とタルディフやアラゴーナの著作を含む鷹狩りの書の集成本との合冊本（パリ、ルマンニエ刊、1585、Z.IX.28）が存在する。

こうして『狩獵』及び『スイヤール譚』に描かれた聡明な狩獵の名手アンヌ・ド・フランスと名犬スイヤールの記憶は後世に広く伝えられた。しかし「ノルマンディ大代官殿」と獵犬を飼育する狩獵係「ジャック・ド・ブレゼ」はもはや別人である。狩獵にまつわる物語に

60) DU FOUILLOUX, J., *La vénerie de Jacques Du Fouilloux* [...], L'Angerier, 1613, p. 2-3.

仮託された、ルイ11世の遺志を継ぎ政治を主導する王の長女アンヌ・ド・フランスと労を厭わずそれを支援するノルマンディ大代官ジャック・ド・ブレゼという、二篇の詩が持つ党派のメッセージは消し去られたのである。

5 アンヌ・ド・フランスの記憶を消す試み——トリノ写本の内容と構成を巡って

デュ・フィユー『獵犬を用いた狩獵』において改変されたアンヌ・ド・フランスとそれを支えるジャック・ド・ブレゼの記憶は、トリノ写本においては消去する試みがなされた。しかし、改変された時期と場所を特定することは、書誌情報に来歴が記されていないため困難が付き纏う。

わずかな手掛かりとなるのは写本の扉絵 [図1] である。ヴィスコンティ家の紋章をヴァロワ＝オルレアン家が使用するきっかけとなったのは、オルレアン公ルイ1世(位1392-1407)にミラノ公ジャン＝ガレアツォ・ヴィスコンティ(位1395-1402)の娘ヴァランティヌ(c1366-1408)が嫁いだことだった。二代目のオルレアン公シャルル(位1407-63)以降ヴァロワ＝オルレアン家はミラノ公位継承権を主張し、両家の紋章を組み込んだ四分分割の紋章を使用した。紋章は傍系のアングレーム伯シャルルやアンリ2世をはじめオルレアン公の称号を持つ16世紀の複数の男性王族によって、フランス王家がミラノ公位請求を最終的に断念する1559年まで使用された。狼はルイ1世が採用した副紋で即位前のルイ12世も使用していた⁶¹⁾。それ以外にルイズ・ド・サヴォワの夫のアングレーム伯シャルルが写本の所持者だった可能性もある。しかし現存する伯の旧蔵本に四分分割の紋章は使用されていない。また、ルイズはオルレアン家とサヴォワ家の合わせ紋を使用しているためやはり該当しない。さらに16世紀のオルレアン公の旧蔵写本にもこの紋章は見られない⁶²⁾。以上のような状況から所持者の特定は困難であるが、アンヌ・ド・フランスを取り巻く政治状況から1490年代にオルレアン公ルイ2世もしくはアングレーム伯シャルルが製作させたものと考えられる。

サヴォワ家の側からトリノ写本の来歴をたどる作業も、書誌情報に記録が無く膨大な会計史料調査を必要とするため困難が付き纏う。状況的にはフランス語の狩獵書が15世紀末から16世紀中葉にかけてヴァロワ＝オルレアン家からサヴォワ家に移動し受容されることは常にあり得た。帝国自由都市リヨンの王領編入(1312)やドーフィネのフランス王家への売却(1349)を契機にフランスと直接境界を接することになったサヴォワ家は、アメデ6世(位1343-83)からアメデ8世(サヴォワ伯1391-1416, サヴォワ公1416-14)までブルボン、ベリー、ブルゴーニュと3代に渡り所領の境界を接するフランスの王族から妃を迎え [資料

61) HOCHER, N., *Louis XII : Les dérèglements de l'image royale* : (1498-1515), Champ Vallon, 2006, p. 41.

62) Ref. « Biblissima », <https://portail.biblissima.fr/> (2022/10/31取得).

2]⁶³⁾、その親族間の贈与ネットワークにも組み込まれた。アメデ8世時代にはフランスの書物文化が本格的に流入し始めた⁶⁴⁾。そしてベリー公ジャンが所持していた『モデュス王とラティオ王妃の書』の写本（トリノ国立図書館所蔵 J.a.VII.31）が孫のアメデ8世に渡ったことを契機に⁶⁵⁾サヴォワ家ではフランス語の狩猟書も収集対象となった。

シャルル1世やフィリベール2世はフランス宮廷で育ったが、サヴォワ公位継承後はフランスと政治的に距離を置き宗主ハプスブルク家と提携した。しかし、文化的にはフランス宮廷の影響を受け狩猟やフランス語の書物を愛好した。サヴォワ公家はフランス語の狩猟書を受容するだけでなく発信も行った。フィリベール1世（位1472-1482）もしくは2世は、鷹匠ルイージから献呈されたイタリア語の『鷹狩りの書』を公の支出監査官でモーリエヌ及びアオスタ聖堂参事会員ピエール・アラルデにフランス語に翻訳させた⁶⁶⁾。また、1487年にシャルル1世の支援を受けてシャンベリに設立されたアントワヌ・ネレ印刷工房からは『モデュス王とラティオ王妃の書』の初版が刊行されている。

サヴォワ公シャルル3世は、1521年のポルトガル王女ベアトリスとの結婚以降フランスの宮廷文化から離れようとした。しかしフランソワ1世の側近だった弟のフィリップと異母兄ルネの系統は依然としてフランスの文化的な影響下にあった。従って、15世紀末から16世紀半ばまでトリノ写本がサヴォワ家に伝播する機会は常に存在した。そのため現状ではアンヌ・ド・フランスの記憶が消された時期や場所を明らかにすることは困難である。しかし、トリノ写本の欠落部分からヴァロワ＝オルレアン家もしくはサヴォワ家が抹消を試みた内容を明らかにすることは可能である。

[資料3]及び[資料4]は、『狩猟』の完本の内容とそれに基づき並べ替えたトリノ写本の内容を表にしたものである。トリノ写本は1頁に1-2詩節筆写されており、現存部分は1丁につき3-4詩節筆写されている。このうち、写本の製作段階から欠落しているのは著者ブレゼの名が記された表題、前の詩節からアンヌ・ド・フランスへの讃辞が連続する第9詩節、アンヌが先頭に立ち猟犬をけしかけて衰弱した鹿を追う場面を描く第30詩節である。

上記以外では、猟犬の固有名詞が列挙される箇所や身代わりを立てて逃げる鹿をアンヌが馬を疾走させて猟犬と共に追跡する場面、鹿の最期、アンヌが大勢の騎士や貴婦人を従えて凱旋する場面、「篤信王の娘」とアンヌに呼びかける献辞が欠落している。残酷さを伴う獲物の追跡の描写を削除することによって、「奥方様」が持つ男性的な性格や行動を消そうとした痕跡もうかがえる。

63) 上田耕造「境域にたつサヴォワ伯——サヴォワ—フランス関係からみる中世後期フランスの内紛」朝治敬三ほか編『〈帝国〉で読み解く中世ヨーロッパ—英独仏関係史から考える—』ミネルヴァ書房、2017年、193-214頁参照。

64) EDMUNDS, S., « The Medieval library of Savoy », *Scriptorium*, T.24 (2), 1970, p. 320.

65) SARONI, G., *La biblioteca di Amedeo VIII di Savoia* (1391-1451), Allemandi, 2004, p. 39 et 59.

66) BNF fr.12401, f.115v.

トリノ写本では上記の欠落に加え途中の詩節の順序が入れ替えられている〔資料3・4〕。鹿狩りの手順は完全に無視されて混乱し、「奥方様」を称揚する部分を残そうとした意図が読み取れるものの、ストーリー展開は不自然である。

続く『スイヤール譚』ではルイ11世の名やアンヌとブレゼの猟犬の名は忠実に筆写されているが、老いたスイヤールがブレゼ家の紋章入りの襟巻を首に巻いて大切にされ、亡きルイ11世の冥福を祈る最後の10行が欠落している。

以上のように、トリノ写本にはルイ11世の遺志を継ぎノルマンディ大代官のブレゼと協力してリーダーシップを発揮するアンヌ・ド・フランスの記憶を抹消し、鹿狩りに優雅に参加する匿名の貴婦人の物語に作り替えようとした痕跡が見られるのである。

わずか8葉の薄いトリノ写本は、来歴不明のままサヴォワ家旧蔵本として他の写本や初期揺籃本と共にトリノ国立文書館に移管された。そして1946年にG・ティランダーによって発見されるまでひっそりと書庫に保管されていた⁶⁷⁾。

1559年、カトー＝カンブレジ条約によって、キエーリなど一部のピエモンテの都市とサルツォ侯国を除いてフランスから所領を取り戻したサヴォワ家は、3年後の1562年に故地サヴォワの首府シャンベリからアルプスの南側のトリノに遷都した。しかし、宮廷言語にフランス語を採用したことから、デュ・フィユー『猟犬を用いた狩猟』をはじめ16世紀中葉以降にあらたに刊行された近世のフランス語の狩猟書は、アルプスを越えて引き続きサヴォワ家へと移動していくことになる。

おわりに

ジャック・ド・ブレゼ『狩猟』及び『スイヤール譚』は、ルイ11世の遺志を継いで弟シャルル8世の未成年時代に夫ピエール・ド・ブルボンと共に政治を主導したアンヌ・ド・フランスと、その党派に属するブレゼ一族のような在地有力領主家系との狩猟や狩猟書を通じた緊密な人的紐帯を喧伝する著作である。その内容からは、司令塔でありアイコンでもあるアンヌの下で、ルイ11世時代に目指した王権の拡大路線とそのため築いた政治システム、そしてそこで獲得した権益を守るために、対立する大諸侯に労を厭わず立ち向かう在地有力領主家系の人びとの誇りと決意が垣間見える。

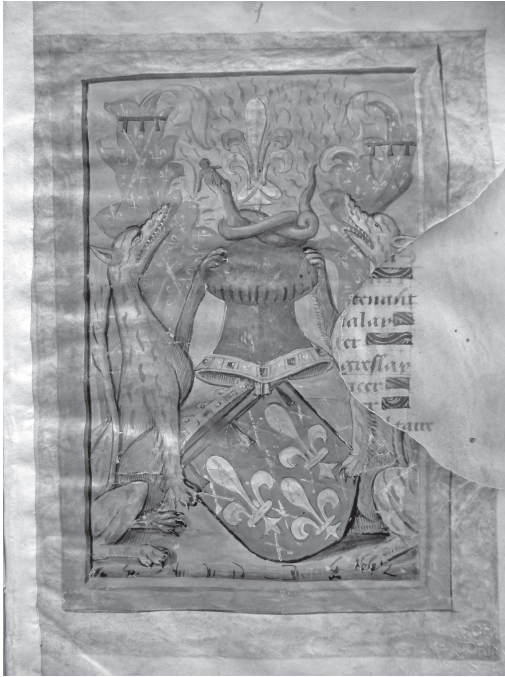
アンヌとピエール・ド・ブルボンの党派を支持した人びとは、ルイ11世やアンヌ個人を超えてフランス王家に忠誠を誓った人びとだった。彼らの多くはルイ11世・シャルル8世時代に築いた強固な人的紐帯を活用・強化しながら王朝交代後もかつての仲間と共に新王家に忠実に仕え、1522年のアンヌの死によってルイ11世の嫡流が断絶した後もさらに社会的に上昇移動を遂げていく。

67) BRÉZÉ, *op.cit.*, p. 8.

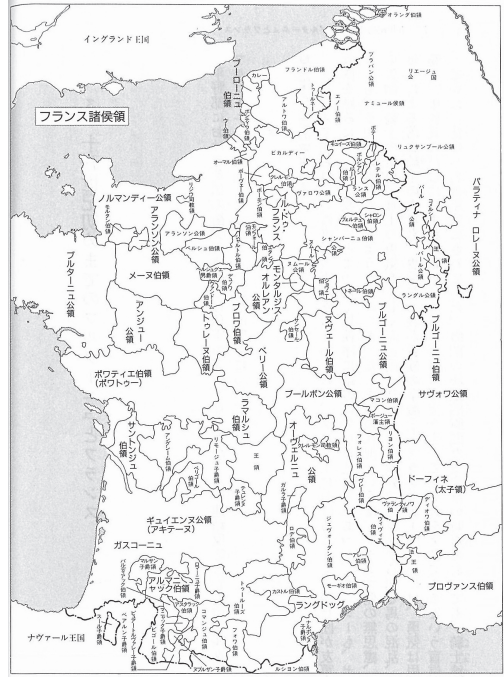
これに対して狩猟を通じてアンヌとルイ11世の寵臣の結束を企図する二篇の詩が持つメッセージは、15世紀後半-16世紀前半のヴァロワ家嫡流（フランス王家）とヴァロワ＝オルレアン家、ヴァロワ＝アングレーム家、ブルボン家、サヴォワ家などの大諸侯、さらにはハプスブルク家との錯綜した関係の中で行き場を失った。二篇の詩の内容はあらたな狩猟書の中で改変されてメッセージ性を消去された。そしてヴァロワ＝オルレアン家の注文により製作途上にあったトリノ写本は未完の状態でサヴォワ家に渡ることになり、その過程でアンヌとブレゼの記憶は写本から抹消されたのである。

【追記】

本研究は JSPS 科研費 JP20H01340の助成を受けたものです。



【図1】 トリノ国立図書館所蔵写本
J.a.VII.31, f.1r (2019年2月, 筆写撮影)。



【図2】 フランス地図 (15世紀)
出典：大谷暢順『百年戦争とリッシュモン大元帥』河出書房新社, 1991年, 26頁。

【資料1】 ジャック・ド・ブレゼ『狩獵』及び『善き犬スイヤール譚』の写本・印刷本

(1) 『狩獵』写本 (※は『善き犬スイヤール譚』と合冊)

- ①デン＝ハーグ, オランダ王立図書館, 78.E.3, f.88r-96v, 17C ※
- ②ストックホルム, スウェーデン王立図書館, Tilander fr.6, 15C
- ③トリノ国立文書館, J.a.VII.31, f.1v-7v, 16C? ※

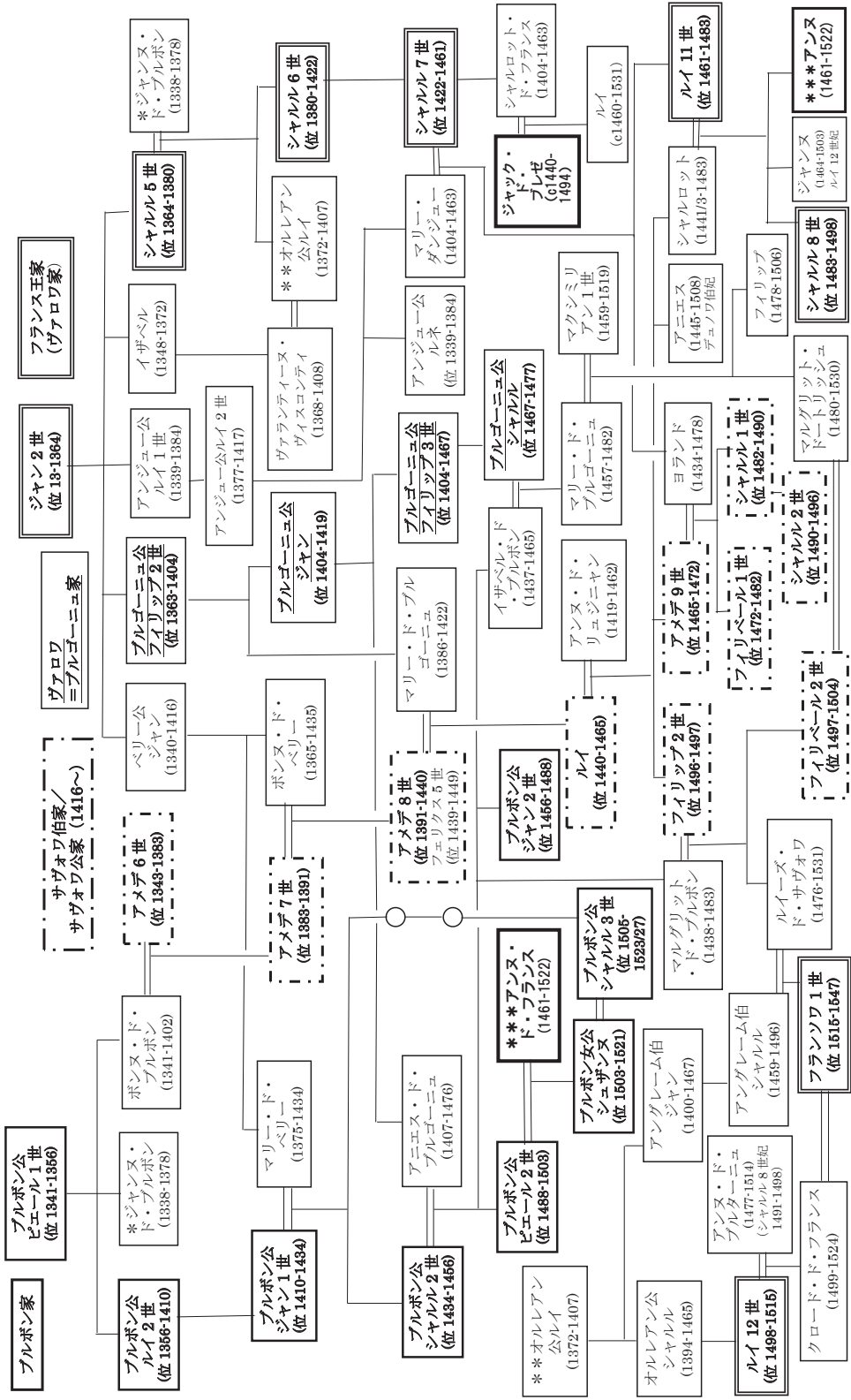
(2) 『善き犬スイヤール譚』印刷本 (※は『狩獵』と合冊)

- ①デン＝ハーグ, オランダ王立図書館, 78.E.3, f.96v-97, 15C ※
- ②ニューヘイヴン, イェール大学バイネキ図書館, 121, f.59r-v, 15C
- ③フランス国立図書館, fr.12398, f.145r-v, 15C (ガストン・フェビュス『狩獵の書』と合本)
- ④トリノ国立文書館, J.a.VII.31, f.8r-v, 16C? ※

(3) 印刷本： *Le livre de la chasse du grant seneschal de Normendie. Les ditz du bon chien Souillard qui fut au roy de France, XIe de ce nom*, Paris, Pierre Le Caron, c1494.

Ref. « Manuscrits et traités de chasse français du Moyen Âge », p. 352.

【資料2】 フランス王家／王族およびサヴォワ（サヴォイア）家系図（14－16世紀初頭）



【資料3】 ジャック・ド・ブレゼ『狩獵』 完本及びトリノ写本 J.a.VII.31の内容

| 詩節 | トリノ写本 | Tilander による校訂版 (底本:ストックホルム国立図書館 Tilander, fr.6) の内容 ※【A】: アンヌ・ド・フランス (原文 « Madame ») 【B】: 著者ジャック・ド・ブレゼ (原文一人称) |
|----|-------------|---|
| 1 | f.1v | 【B】 聖十字架の日の前日 (5月2日) の朝, 獵犬 (ブラッドハウンド) を連れて命じられた場所に鹿のねぐらの探索に出かける |
| 2 | — | 【B】 麦畑で獵犬が鹿に遭遇 (逃亡)。鹿の餌場と足跡を発見 |
| 3 | — | 【B】 大型の鹿を発見した証拠として糞を採集し, 狩人の集会で提示する必要がある |
| 4 | — | 【B】 麦畑の外で円盤型の鹿の糞を発見。証拠として採集 |
| 5 | f.6r | 【B】 獵犬と共に鹿を尾行。森に入り鹿が木の間を通過した痕跡を発見。枝を折り目印を付ける |
| 6 | f.6r | 【B】 森でさまざまな年齢・大きさの鹿が通過した痕跡を発見。滅多に見られない大型の鹿を獲物として選定 |
| 7 | f.6v | 【B】 集会の場に帰還。「貴婦人たちの薔薇」 [=アンヌ・ド・フランス] の許に優れた狩人たちが集い, 追跡する獲物の候補となる鹿について報告を行う |
| 8 | f.6v | 【B】 による【A】 の讃辞。卓越した貴婦人であり, 完璧な「この花」と称賛 |
| 9 | — | 【A】 への讃辞。【A】 の名誉や美しさを称賛するのは狩人の務めではないと謙遜 |
| 10 | f.4r | 【B】 狩人の集会の場で報告の順番を待つ。多数の狩人が鹿の糞を持って【A】の許に集合し, 誰の鹿が獲物に選ばれるか固唾を飲んで見守る |
| 11 | f.4r | 【B】 恭しく挨拶し, 【A】 に鹿の糞を提示 【A】, 【B】 の糞を選択 = 【B】 の鹿を追跡する獲物に選ぶ。鹿の居場所を問う 【B】 藪の中にいる鹿の群れの中に獲物がいることを報告 |
| 12 | f.4v (下段空欄) | 【A】 狩獵の名手全員が招集される。狩人たちは獵犬を解き放ち追跡するよう進言 |
| 13 | — | ボード, スイヤールなど【A】 と【B】 の22頭の獵犬の名を列挙 |
| 14 | — | 獵犬の群れを二手に分ける。狩人は追跡を行うために騎乗。【A】 は小型の馬に騎乗 |
| 15 | — | 【B】 獵犬の群れを率いて獲物となる鹿のねぐらに一行を案内 |
| 16 | — | 狩獵礼讃 |
| 17 | f.2r | 【B】 が事前に付けた目印をもとに鹿を探索 【A】 獲物に気付かれないように獵犬を接近させるよう命令 |
| 18 | f.2r | 【B】 獵犬の群れを獲物に接近させる |
| 19 | f.2v (下段空欄) | 鹿のねぐらで【B】 が見立てた鹿の痕跡を発見 |
| 20 | — | 【B】 獵犬の群れを解き放ち鹿を追跡。鹿は獵犬の追跡を躲そうと試みる |
| 21 | — | 獵犬を用いて鹿を狩り出す。身代わりを立て逃れようとする鹿との攻防 |
| 22 | — | 【A】 高林に逃げようとする獵犬の群れを巧みに操り追跡 |
| 23 | — | 【A】 獲物となる大型の鹿 (7歳の鹿) の外見の特徴を知らせる |

| | | |
|----|-------------|--|
| 24 | — | 【A】 馬と猟犬の群れを巧みに操り手綱を落として全速力で追跡 |
| 25 | — | 鹿が3頭に増える。猟犬は迷わず最初の獲物を追跡 |
| 26 | f.5r | 鹿は引き返して猟犬の追跡を躲そうとする。猟犬はさらに追跡 |
| 27 | f.5r | 【A】 猟犬の群れに声をかけ、追跡の体勢を立て直す |
| 28 | f.5v | 鹿は伐採区域で追跡を躲そうとする。知恵比べ |
| 29 | f.5v | 【B】 下馬して鹿が最初に選んだ獲物であることを確認。再度猟犬をけしかける |
| 30 | — | 鹿が衰弱。【A】 先頭に立って追跡し、猟犬の群れをけしかける |
| 31 | f.3r | 鹿、猟犬の追跡を躲そうと川に飛び込む。猟犬も後を追い飛び込む |
| 32 | f.3r | 鹿と猟犬が川に流される |
| 33 | f.3v (下段空欄) | 猟犬が川岸の倒木に追跡を妨げられる。【B】 下馬して現場に向かう。鹿が岸に上がり逃亡したことを確認 |
| 34 | — | 【B】 すべての猟犬を呼び集める。1匹の雌犬を獲物の鹿にけしかける |
| 35 | — | 猟犬の群れは再び獲物を追跡 |
| 36 | — | 鹿、川を渡り森に逃亡。狩猟の効能について |
| 37 | — | 猟犬の群れが浅瀬を渡る。騎乗した狩人も後に続く |
| 38 | — | 鹿が猟犬に追い詰められる。【A】 現場に到着 |
| 39 | — | 鹿、力尽きて死ぬ |
| 40 | — | 【A】 下馬して鹿の傍に行き猟犬に声をかける |
| 41 | — | 【A】 【狩人】 獲物を仕留めたことを知らせるために角笛を吹く |
| 42 | — | 【A】 乗り物を要求→二輪馬車が用意される |
| 43 | — | 鹿の頸部の皮が剥がれる |
| 44 | — | 【A】 二輪馬車に乗り館に向かう |
| 45 | — | 【A】 大勢の騎士や貴婦人たちを従えて帰還 |
| 46 | f.7r | 【A】 館で着替えを行う。鹿が到着。食事の前に猟犬に分け前（解体された鹿の一部）を与えることにする |
| 47 | f.7r | 【B】 猟犬に褒美を与える名誉ある役を【A】に命じられ、鹿を切り分ける |
| 48 | f.7v | 【B】 鹿の頭部を猟犬に分け前として与える |
| 49 | f.7v | すべての猟犬に分け前が与えられる |
| 50 | — | 解体された鹿が皮の上に置かれる。【A】 角笛を吹き猟犬を集める |
| 51 | — | 【A】 1頭ずつ猟犬に声をかけて労う |
| 52 | — | 【A】 51の続き |
| 53 | — | 猟犬に鹿の腸も与える。その後、鹿狩りの参加者に酒がふるまわれる |
| 54 | — | 【B】 による献辞（【A】を「咲き誇る美しい薔薇、狩猟という素晴らしい務めの支援者にして女主人」と称賛） |
| 55 | — | 【B】 による献辞（続き）（「篤信王の娘」と呼ぶ） |

【資料4】トリノ写本 J.a.VII.31の構成

| 詩節 | 丁 | 内 容 |
|----|------------|--|
| — | f.1r | 〔2頭の狼が支持するヴィスコンティ家の兜飾りとヴァロワ＝オルレアン家の盾形紋章の挿画〕 |
| 1 | f.1v | 『狩猟』第1節（著者および題名の記載なし） 【B】 聖十字架の日の前日（5月2日）の朝、猟犬（ブラッドハウンド）を連れて命じられた場所に鹿のねぐらの探索に出かける |
| 17 | f.2r | 【B】 が事前に付けた目印をもとに鹿を探索 【A】 獲物に気付かれないように猟犬を接近させるよう命令 |
| 18 | f.2r | 【B】 猟犬の群れを獲物に接近させる |
| 19 | f.2v（下段空欄） | 鹿のねぐらで【B】が見立てた鹿の痕跡を発見 |
| 31 | f.3r | 鹿、猟犬の追跡を躲そうと川に飛び込む。猟犬も後を追いつ飛び込む |
| 32 | f.3r | 鹿と猟犬が川に流される |
| 33 | f.3v（下段空欄） | 猟犬が川岸の倒木に追跡を妨げられる。【B】下馬して現場に向かう。鹿が岸に上がり逃亡したことを確認 |
| 10 | f.4r | 【B】 狩人の集会の場で報告の順番を待つ。多数の狩人が鹿の糞を持って【A】の許に集合し、誰の鹿が獲物に選ばれるか固唾を飲んで見守る |
| 11 | f.4r | 【B】 恭しく挨拶し、【A】に鹿の糞を提示 【A】、【B】の糞を選択＝【B】の鹿を追跡する獲物に選ぶ。鹿の居場所を問う 【B】藪の中にいる鹿の群れの中に獲物がいることを報告 |
| 12 | f.4v（下段空欄） | 【A】 狩猟の名手全員が招集される。狩人たちは猟犬を解き放ち追跡するよう進言 |
| 26 | f.5r | 鹿は引き返して猟犬の追跡を躲そうとする。猟犬はさらに追跡 |
| 27 | f.5r | 【A】 猟犬の群れに声をかけ、追跡の体勢を立て直す |
| 28 | f.5v | 鹿は伐採区域で追跡を躲そうとする。知恵比べ |
| 29 | f.5v | 【B】 下馬して鹿が最初に選んだ獲物であることを確認。再び猟犬をけしかける |
| 5 | f.6r | 【B】 猟犬と共に鹿を尾行。森に入り鹿が木の間を通過した痕跡を発見。枝を折り目印を付ける |
| 6 | f.6r | 【B】 森でさまざまな年齢・大きさの鹿が通過した痕跡を発見。滅多に見られない大型の鹿を獲物として選定 |
| 7 | f.6v | 【B】 集会の場に帰還。「貴婦人たちの薔薇」〔＝アンヌ・ド・フランス〕の許に優れた狩人たちが集い、追跡する獲物の候補となる鹿について報告を行う |
| 8 | f.6v | 【B】 による【A】の讃辞。卓越した貴婦人であり、完璧な「この花」と称賛 |
| 46 | f.7r | 【A】 館で着替えを行う。鹿が到着。食事の前に猟犬に分け前（解体された鹿の一部）を与えることにする |
| 47 | f.7r | 【B】 猟犬に褒美を与える名誉ある役を【A】に命じられ、鹿を切り分ける |
| 48 | f.7v | 【B】 鹿の頭部を猟犬に分け前として与える |
| 49 | f.7v | すべての猟犬に分け前が与えられる |
| — | f.8r | 『善き犬スイヤール譚』 |
| — | f.8v | 『善き犬スイヤール譚』（最後の10行欠落） |